

・ 継続的に発展していくしくみ

ここでは、

継続的発展のしくみを定めます

しくみとしては、大きく以下の2つを定めます。

■ 1

「計画・設計」「実施」、「これら計画と実施の内容及びプロセスの評価」と、それを踏まえた「改善」により、継続的にユニバーサルデザイン化を推進していくしくみ

■ 2

多様な市民の参画・意見の取り入れと、相互交流のしくみ

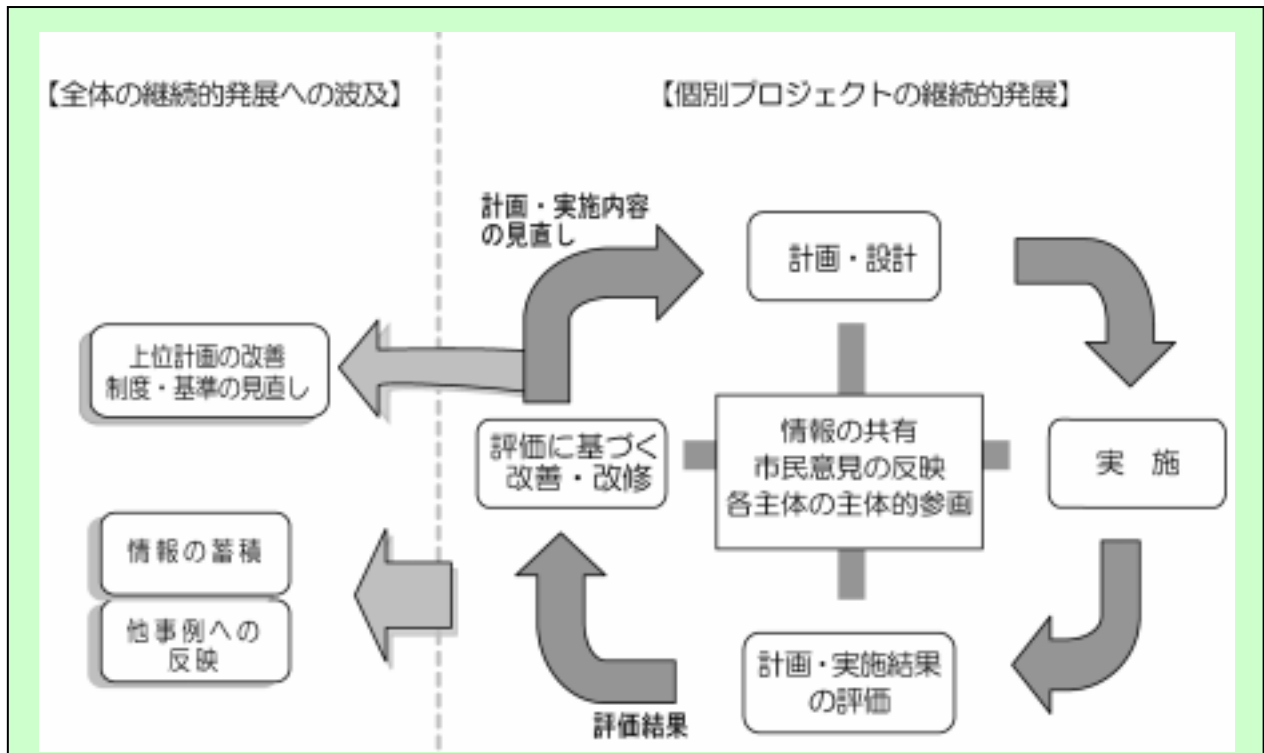
さらに、上記のしくみを動かすための体制づくりを定めます。（ ）。参照）

1 . その概念

- ・ 「計画・設計」「実施」、そして、「計画と実施の内容及びプロセスへの評価」とそれらを踏まえた「改善」により、継続的にユニバーサルデザイン化を推進していくしくみの概念は、次ページの通りです。
- ・ 個別プロジェクトの発展に留まらず、個別プロジェクトから得られた情報・知見を他のプロジェクトや制度・基準そのものの見直しに反映させていくことで、全体も発展する流れをつくります。

継続的に発展していくしくみの概念

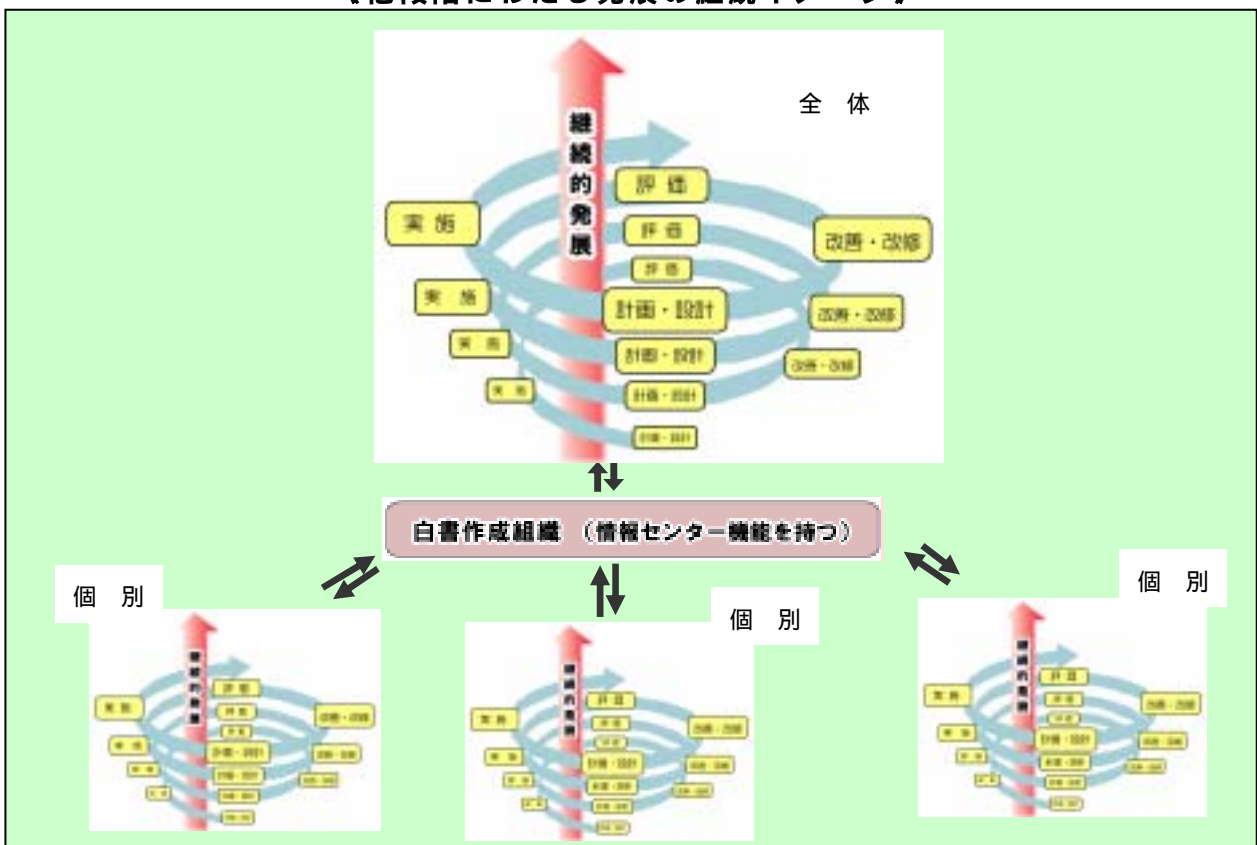
《個別の発展イメージとその全体への反映イメージ》



注) 概念図に文字で明示してはいませんが、例えば、「計画・設計に当たって、代替案を作成して比較評価する」、「実施の工法や材料の選択を吟味する」など、各段階の内部でも、常に評価と改善案の検討が行われるものと考えます。

なお、この確実な実施を誘導するため、市が行う整備に関し、市民参画で設計や整備を検討するモニター事業を行うことなどを、後述の「市民参画の機会の確保」に位置づけます。

《他段階にわたる発展の継続イメージ》



1) 可能な限り使いやすさを追求していくサイクルをつくります

- ・多様な人々が、本当に使いやすいと思える施設・生活環境を可能な限り追及するため、
個別プロジェクトレベル
「計画・設計」「実施」「計画・設計・実施の内容及びプロセスへの評価」
「評価を踏まえて、計画の内容や整備結果を改善」のサイクルを築く
他への反映
で得られた知見・技術を蓄積し、他に反映させる
上位計画や制度・基準等の見直し
 - ・を踏まえ、必要に応じて、上位の計画や関連制度整備基準を見直すの全てを積み重ねつつ、一層の使いやすさをめざしていきます。

2) 多様な人々の参画・意見の取り入れと、相互交流を促進します

- ・計画・設計、実施、評価、改善の各段階で市民の参画を促し、多様な利用者ニーズと施設の使いやすさのギャップを埋め続けることで、「基準はクリアしたけれど、使いにくい」を着実に解消し、本当の使いやすさをめざします。
- ・また、市民参画の過程では、現場での参画者相互の交流を重視します。交流により、多様な人々が互いのニーズの違いを理解し、相互に歩み寄ることで、より多くの人々にとって使いやすい施設等ができていくものと考えます。
- ・さらに、市民参画の過程で得られた知見・経験を、市職員や事業者、市民の研修に反映させることにより、他の人にとっての使いやすさまで考えて、参画の場で意見を言うことができる人材を育てます。

3) 継続的發展プロセスを動かすための体制をつくります

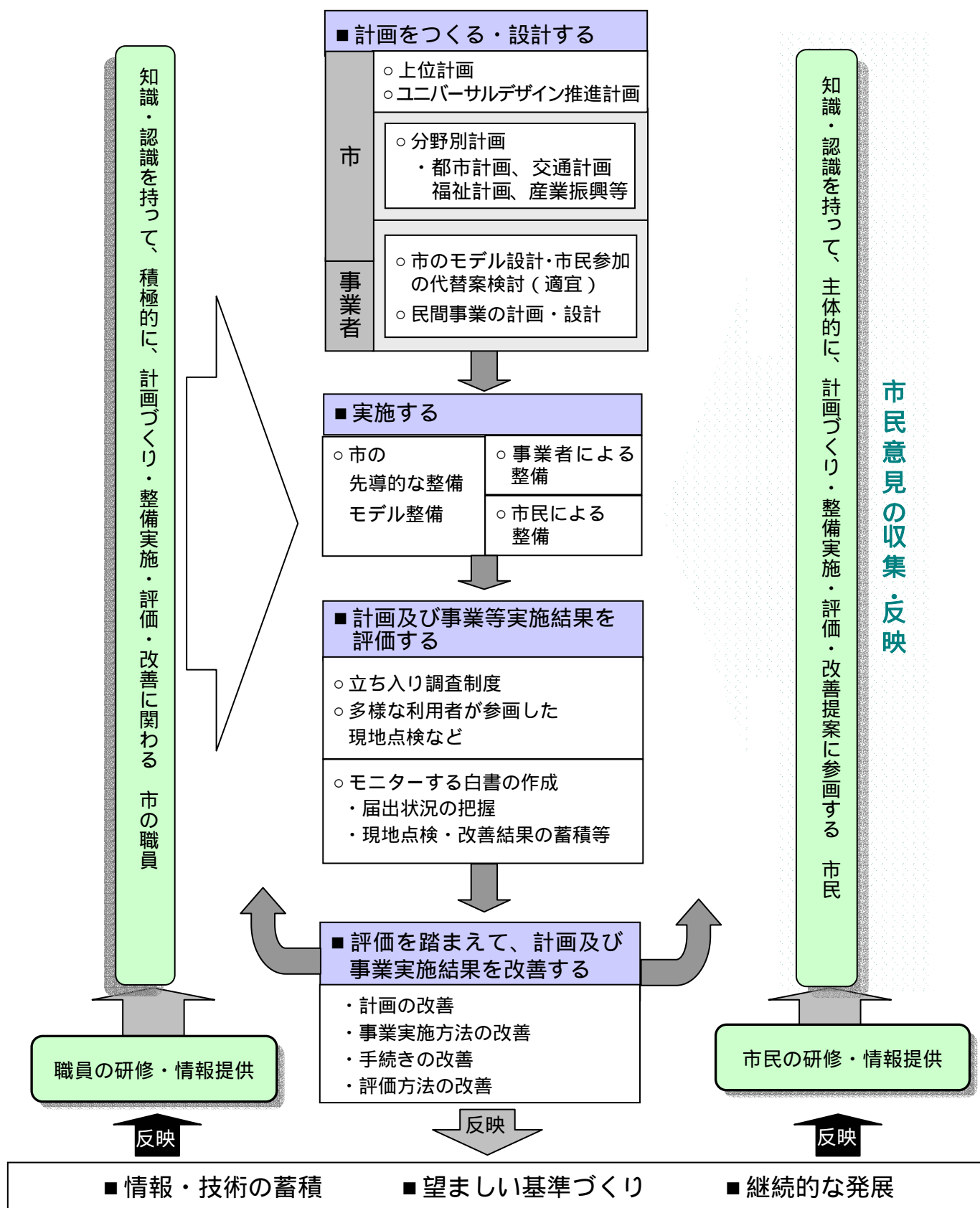
- ・継続的發展プロセスを動かすための体制として、以下を設けます。
 - 市内の人的体制の整備（例えば、施設のチェックに当たる人材の補充・研修など）
 - 市内の関係各課の横断的連携の確保（連絡調整会議の設置、担当課の創設など）
 - 審議会の設置（学識経験者、事業者、市民、職員、関係機関からなる組織）

・さらに具体的に描くと、以下のとおりです。これらを条例に位置づけていきます。

《継続的に発展していく流れ》

市・市職員

市 民



庁内の人的体制

庁内各課の横断的連携

審議会の設置

2．計画・設計段階

(1) ユニバーサルデザイン推進計画の策定

- ・都市計画、交通、道路、福祉など、ユニバーサルデザインのまちづくりに関係する各課をまたがる「ユニバーサルデザインの推進計画」を策定することを市長(市)に義務づけます。
- ・内容には、「目標像・整備目標値」「取組みの方向」「目標実現に向けての主要施策」などを含むと考えます。
- ・策定に当たっては、市民、事業者、関係団体の意見を計画に反映させるための措置をとるよう義務付けます。
- ・さらに、審議会による定期的な見直しも義務付けます。

練馬区の例



出典)練馬区「福祉のまちづくり総合計画」

(2) 市の分野別計画へのユニバーサルデザインの視点の取り入れ

- ・「総則」の「市の責務」に、「市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする」ことを定めます。

(3) 事業者が行う施設整備への反映

- ・「．誰もが使いやすいまちづくり」で、建築物、道路、公園等、施設について、整備基準に適合させる義務(一部努力義務)を定めます。

3．実施段階

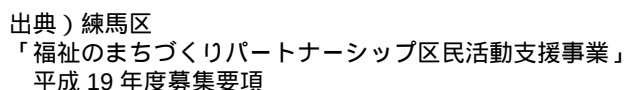
(1) 市施設の先導的・モデル的整備

- ・「．誰もが使いやすいまちづくり」の中に、「市の施設の先導的整備」を定めます。
- ・「総則」の「市の責務」に、「施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努める」努力義務を定めます。

(2) 事業者の主体的・積極的な整備

- ・「総則」の「事業者の責務」に、「利用者・就労者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする」「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・実現主体としての自覚をもち、自主的にユニバーサルデザインのまちづくりに係わるものとする」ことを定めます。

- ・既に「道路点検隊」や「公園探検隊」など、市民との協働により、ヒヤリマップ、ホットマップ、公園マップづくりなどを行いました。こういった市民主体の取り組みを誘導していくことも重要です。
- ・例えば、練馬区の「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」のように、市民発意の提案に金銭面の支援を行うことにより、実施を誘導するしくみも有効と考えられます。
- ・そこで、「市民が主体的にユニバーサルデザインを推進する目的で提案した事業で、市長が適切と認めるものに対し、**必要な支援を行うことができる**」と、条例に位置づけます。
- ・なお、前述の「市民の責務」の中で、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進主体としての自覚をもち、自主的に係わるものとする」と定め、市民に参画を求めます。



4 . 評価・点検段階

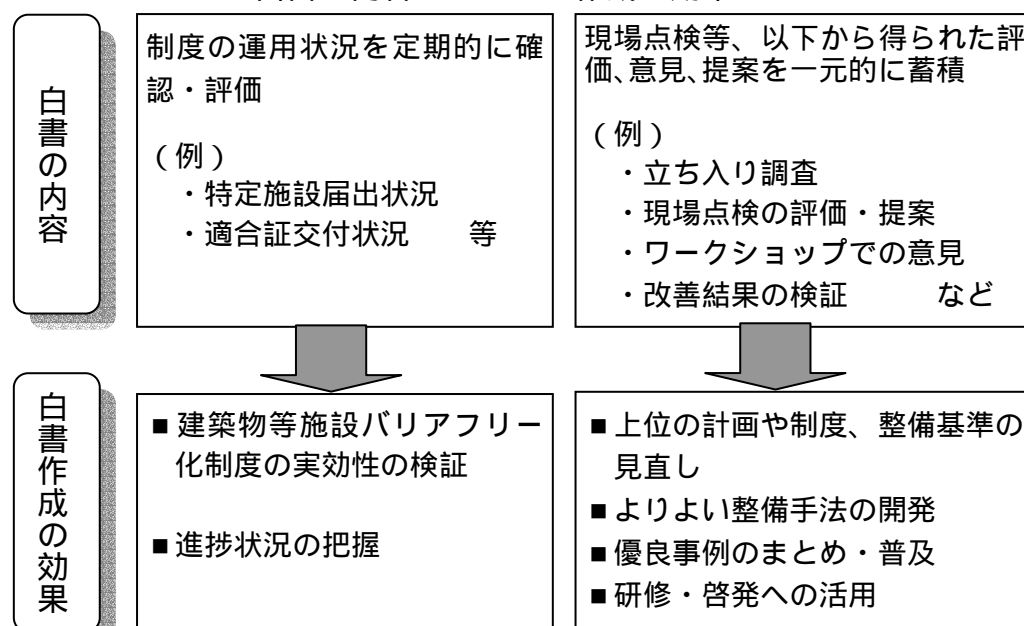
(1) 評価・点検の実施と結果の改善への反映

- ・評価・点検については、評価点検の実施とその結果の改善への反映を市長に義務づけることにより、市の評価・改善姿勢を市民や民間事業者に明確に打ち出すものとします。

(2) 白書の作成

- ・今回、要綱に基づく届出の状況を調査してはじめて、届出を出すべき施設の半数近くが届出していなかったという事実が明らかになりました。制度をつくったらそれで終わりではなく、その「運用状況を定期的に確認・評価」しなければ、このように、制度そのものが形骸化する危険性があります。
- ・また、立ち入り調査や市民参画による現場点検、ワークショップで出された「評価」「評価・改善の過程で出された意見」「評価に基づいた改善提案」「優良事例」などの情報を一元的に蓄積し、提供する体制をつくれば、個別プロジェクトで得られた知見を他に反映することができます。例えば、「上位の計画や制度、整備基準の見直し」「よりよい整備手法の開発」「優良事例のまとめ・普及による他事例への反映」「研修・啓発への活用」につなげることができると考えられます。
- ・このため、定期的な白書の作成を条例で義務付けます。
- ・また、白書を作成する組織の設置も義務付けます。この組織は必要事項の調査・とりまとめを行うとともに、その結果に基づいて、後述の審議会に「上位の計画や制度、整備基準の見直し」「よりよい整備手法の開発」を提案したり、他に情報提供を行ったりする役割を担うものとします。
- ・なお、詳細については、本条例に基づく推進計画に位置づけます。

白書の内容イメージと作成の効果

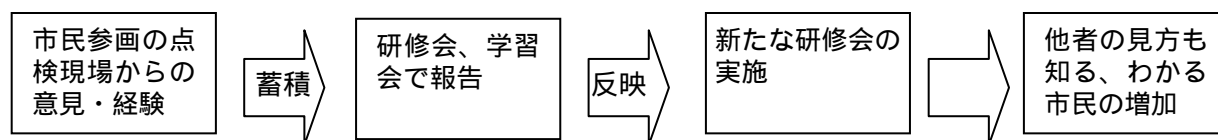


白書の作成を担う組織を設置 ~ 情報センター機能を有する ~

必要事項の調査及び取りまとめ、左記の検討、審議会への改善検討の提案、他への情報提供を行う

(3) 研修

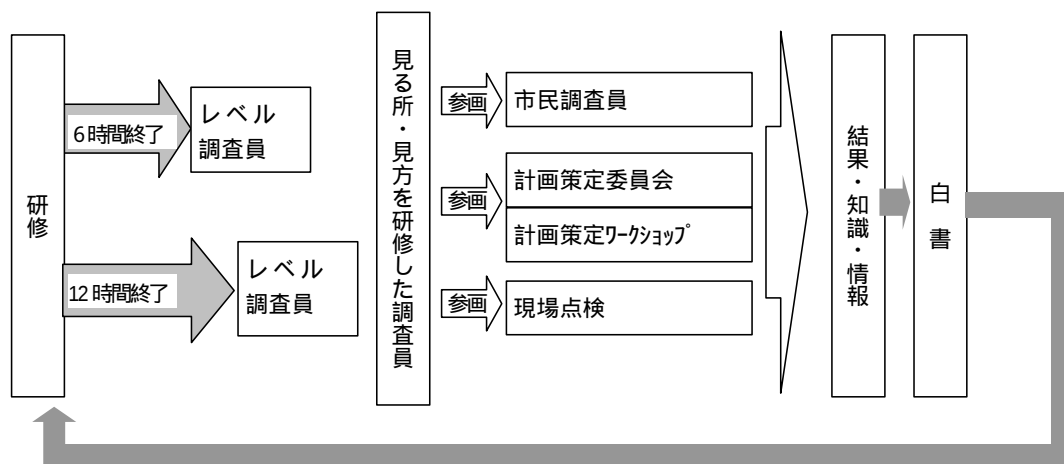
- ・研修システムの充実で、ユニバーサルデザインに対する理解のある人を増加させることが、ユニバーサルデザインの継続的な発展には必要だという指摘がありました。
- ・これを受け、研修機会の確保の**努力義務**を条例に位置づけます。
- ・以下のような流れをつくることできれば、多様な人々の意見を代弁したり、改善策を提案したりできる人を育てられるものと期待されます。



- ・なお、委員会では、以下のような、研修と調査員の確保・増加に関する制度の提案がありました。

■戦略的な「人材育成」のための研修制度の提案（委員提案）

- ・一定時間研修を受けた人に修了書を出し、見方のレベルをそろえる。
- ・市民調査員を設ける場合は、修了証を持っている市民調査員に委嘱。交通費を支給するなどして、受講の促進と調査員の増加にもつなげる。



- ・さらに、総則の「市の責務」「事業者の責務」に、「市の職員、事業者の従業員や市民への研修の努力義務」を定めます。

5. 各段階における市民参画

(1) 市民意見の収集・反映

- ・市民が困ったところについて、意見をいいやすい機会と方法の確保に努めます。
- ・現在、日野市では以下のような取組みが行われています。
- ・こういった取組みを発展させることなどにより、意見を言える機会を多く設けることを、市長の努力義務とします。
- ・また、意見を述べやすいような配慮を義務づけるとともに、収集した意見・要望を反映させた改善策を講ずべきものとします。

《日野市の意見収集の取組み事例》

- 市政にひとこと：市役所の意見箱への意見投函 右記参照
- 市長相談：地域の問題解決のための相談会。議会月を除く、月1回開催。
- 市民討議会の開催：市民討議会 in ひの 2007 (社)日野青年会議所 左記参照

市民討議会ちらし



Voice《市民討議 in ひの 2007》とは! 日野市をよりよいまちにするために、組織・世代を超えた集まった市民、市議員の有志が開催する新しい市民の話し合いの場です。

参加をお願いする封筒が届きましたら、ぜひご参加下さい。

- 私たちが創る 安全・安心できれいなまちについて
- 第1日目 11月17日(土) 第2日目 11月18日(日)
- 多摩平の森 ふれあい館 (日野市多摩平2-9 JR中央線栗田駅より徒歩7分) ※高幡方面からの送迎有り

参加者の決定方法

18歳以上の日野市民の中から無作為で抽出した1,000名の方に「参加のお願い」を送ります。(9月4日(火)発送)

参加を希望していただいた方の中から50人を抽選します。

※この抽選は、(社)日野青年会議所と日野市の「市民討議 in ひの 2007」パートナーシップ協定に基づき開催します。

※みなさまの情報は日野市個人情報保護条例に基づき、実施目的以外に使用いたしません。

問い合わせ先 市民討議 in ひの 2007 実行委員会事務局

☎ 042-582-2882 (社団法人日野青年会議所)
☎ 042-585-1111 (日野市企画部企画調整課)

市政にひとこと(投函カード)

市政にひとこと

日野市長 馬場弘融 行

このカードは、広く市民の皆さんのご意見やご要望・苦情などを聞かせていただき、市政にとり入れていくことを目的としています。

日頃、市民の皆さんが市政に対してお考えになっていることをお寄せください。

※ご連絡及び回答をさせていただきたいので下記欄にご記入ください。なお、個人情報は厳重に取り扱いますのでご安心ください。

住所	日野市
氏名	
電話	

※カードご記載後は、市政にひとことのポストへ投函してください。また、ご意見等は、市ホームページでも受け付けています。

日野市企画部市長公室市民相談担当

TEL 585-1111(代) 内線 1600・1601・1602

ホームページアドレス <http://www.city.hino.lg.jp/>

(2) 市民参画の機会の確保

- ・計画・設計段階や整備の現場等での意見交換することにより、
 - 事業者の気づきによる、本当に使いやすい施設の設計や整備の誘導
 - 他者への理解を深めることによる、整備等に関わる利害の対立の調整が期待されます。

- ・そのため、あらゆる場面で参画機会を設けることを、市長への**努力義務**として定めます。
具体的には、市民が建物に出向いて使いやすさを調査する「市民調査員」や、まち歩き点検、計画策定ワークショップ、設計検討ワークショップなどへの参画が考えられます。
- ・また、参画へのきっかけづくりとして、一般向けの交流機会（例えば、交流会・体験会など）の確保支援にも**努める**ものとします。
- ・さらに、これらの参画機会の周知の**努力義務**も定めます。

《参画のしくみ》

市民参画・協働による 計画づくり	市民参画・協働による 施設設計、評価、改善	市民参画・協働による 助け合い・市民提案事業
市に関連する計画づくりに際し、できるだけ多様な市民の参画を促すしくみ	整備があるという情報を広く知らせ、整備内容を事業者と一緒に評価・検討するしくみ 整備後の特定施設を点検するしくみ 市民調査員、モニターなど	交流機会を通じて、互いの理解を深め、市民の自発的な活動を促すしくみ

市民調査員の類似例としては、江東区、豊中市などの実施例があります。また、現場での実験、利用者との意見交換の事例としては、日野市の取り組みのほか、江東区の例や練馬区のモニター制度があります。

(事例) 練馬区福祉のまちづくり 200 人モニター

ずっと住みたいやさしいまちを目指して
あなたも一緒に考えませんか？

**福祉のまちづくり200人モニター
第2期募集**



■福祉のまちづくりモニターの仕事
①福祉のまちづくりに関するアンケートの調査
②お住まいの地域の道路や施設の整備・建設工事の視察調査への同行、整備後の検証
③研修等への参加 ※任意
※その他福祉のまちづくりに関すること

■登録方法など
▽対象
区内在住の年齢者、障害者、子育て中の方、また福祉のまちづくりに関心のある方
▽募集人数：100名（今年度）
▽任期：
要請の日から平成21年3月まで（2年間）
▽申込：
要請までモニター登録用紙をお送りください。
△その他： 課税はありません。

担当・問合せ： 練馬区福祉部地域福祉課
やさしいまち推進課（区役所西庁舎2階）
〒176-8501 練馬区豊玉北8-12-1
電話3953-1111(代表) FAX3954-1214

出典) 練馬区「福祉のまちづくり 200 人モニター」募集チラシ

(3) 情報提供・啓発活動

- ・『日野市福祉環境整備要綱』で届出が半数近く出ていなかったのは、当要綱があまり知られていなかったためではないか？という指摘がありました。また、せっかく施設を整備しても、それを利用するための情報が不足していたために、あまり使われないということもあります。
- ・様々な場面で、情報は以下のような役割を果たすため、情報の提供の**努力義務**を市及び事業者に対して定めます。また、相互の情報提供・情報共有に**努めると**定めます。
- ・さらに、市民の関心を高めるために、啓発パンフレットの配布などの啓発活動を市長に**義務**づけるほか、プロモーション活動の展開への努力も求めます。

《情報の提供》

- ユニバーサルデザインの施設整備を誘導するために
 - 条例の存在と内容の周知を図る
 - 事業者、建物所有者等、相手別のマニュアルやパンフレット、自己点検シートをつくる
- 整備した施設を有効に利用するために
 - 施設の利用やそこまでの移動手段にかかわる、わかりやすい情報・情報入手手段の提供
- 継続的な発展のための取組みを円滑化するために
 - 各段階における情報の相互提供：
 - ・優良事例、問題点などの情報の共有と成果の普及
 - ・評価のための情報の提供努力義務（白書作成にも寄与）
- これまであまり関心のなかった人へもアプローチするために
 - 啓発パンフレットの作成
 - ユニバーサルデザインへの関心を高め、理解を促すためのロゴ、キャンペーン、ポスター等

(事例) 町田市のパンフレット



出典) 町田市ホームページより

．体制づくり

ここでは、

手段やしくみを動かし、継続的な発展を支える体制づくりを
位置づけます

1．審議会

- ・今回の条例検討委員会は提言書提出をもって解散となります。しかし、条例に位置づけた「推進計画」や「白書」を作成したり、「各種のしくみ」を動かすに当たっては、全体及び個別の状況を把握し、進捗を管理し、適宜アドバイスするといった常設の組織の存在が望まれます。
- ・そのため、以下を調査・審議を行う常設の「ユニバーサルデザイン推進協議会」を新たに設けるものとし、その設置を条例に定めます。

- 目的：

日野市において、多様な人々にとって使いやすい・住みよい生活環境整備に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する上で必要な事柄を調査・審議する

- 調査・審議する内容：

- ・ 推進計画に関すること
- ・ 白書に関すること
- ・ 整備基準や手続きの見直しに関すること
- ・ 評価・点検に関すること
- ・ 市民から寄せられた意見・要望の反映に関すること
- ・ 多様な人々の交流や研修、情報提供のしくみに関すること
- ・ 各種計画・施策へのユニバーサルデザインの視点の取り込みに関すること
- ・ バリアフリー基本構想に関すること
- ・ その他ユニバーサルデザインの推進に関わる基本的な事項

- 委員の構成：学識経験者、市民、事業者、関係行政職員（人数は追って検討）

2．庁内横断的組織の整備

- ・個別バラバラの取り組みをつないでいくことが必要と委員会でも指摘されたように、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためには、庁内関係各課の連携が重要です。
- ・「ユニバーサルデザイン推進室」のような新たな横断的組織をつくることは難しくとも、定期的な連絡会議をつくるなどの対応を、条例とは別に市に求めます。

．その他

1．表彰

- ・主体的な取組みを支援するため、表彰制度を設けます。
- ・委員会では、日野市ユニバーサルデザイン大賞などの定期的な表彰制度も提案されました。

2．ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の支援

- ・支援制度、特に金銭的な補助制度等がないと、整備はなかなか進まないとの指摘を受け、条例の中では、支援に努めると位置づけます。詳細は別途検討を進めます。

．見直し期限

過渡期の条例と位置づけた以上、

見直し期限を条例に設けて、確実な見直しを担保します

- ・以下１）～３）を今回の条例の施設整備誘導部分（自主条例部分）の方針とする以上、「見直し期限」を明確にし、確実な見直しを担保します。
 - １）過渡期の条例であると位置づけていること、
 - ２）そのため、建築物のユニバーサルデザイン化については、届出・整備の確認（完了届・完了検査）の実効性の担保と手続きの簡素化を重視し、対象施設や整備基準の設定も暫定的なものとしていることを
 - ３）今後、育てていくための第一歩の条例であること

- ・附則に、条例の見直し期限を定めます。
- ・また、届出対象施設、整備基準などを定めている「規則」は、適宜、柔軟に見直すものとします。特に、

東京都福祉のまちづくり条例の改正を反映させた見直し、日野市独自の対象施設、整備基準の検討については、東京都条例の改正後、速やかに作業に着手すると位置づけます。

さらに、「国、都などの改正があった場合、改正後速やかに、日野市条例規則の見直し検討作業に着手する」ことも規則に位置づけるものとします。